

# 一般社団法人情報通信技術委員会 会費規程

平成16年3月12日（総会決定）

最近改定 平成27年6月22日（総会）

## （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人情報通信技術委員会定款第7条第2項に基づき、一般社団法人情報通信技術委員会（以下「情報通信技術委員会」という。）の会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## （口数制）

第2条 会費は、1会計年度当たりの口数制とする。

## （種類）

第3条 正会員は、理事会が認めた者を除き、少なくとも1口以上の会費納入しなければならない。正会員が部門及び専門委員会に参加する場合は、これに加え、参加する標準化会議傘下の1部門当たり2口の会費を納入しなければならない。ただし、1部門内で参加する専門委員会の数が1の場合は、当該部門に係る口数を1減ずる。

2 準会員は、1/5に準会員継続年度数を乗じた口数以上の会費を納入しなければならない。これに加え、準会員は、少なくとも標準化会議傘下の1専門委員会に参加するものとし、参加する1専門委員会当たり1/5に準会員継続年度数を乗じた口数の会費を納入しなければならない。

なお、準会員継続年度数が5となった場合は、正会員に移行する。

3 賛助会員は1/2口以上の会費を納入しなければならない。

4 協力会員は、1/5口以上の会費を納入しなければならない。これに加え、協力会員は、少なくとも標準化会議傘下の1専門委員会に参加するものとし、参加する1専門委員会当たり1/5口の会費を納入しなければならない。

## （金額）

第4条 会費の1口の金額は、45万円とする。

## （口数の確定）

第5条 毎年3月1日から3月31日までに、各会員がなす4月1日から開始する当該年度の部門及び専門委員会への登録の状況をもって、第3条に言う各会員の当該年度の口数を計算し確定する。

2 入会が年度途中の場合、当該会員がなす入会時における部門及び専門委員会への登録の状況をもって、第3条により当該会員の当該年度の口数を計算し確定する。この場合、会費は入会月を含め月割りで計算し、端数は100円の位で切り上げる。

(口数確定後における会員希望による登録変更)

第6条 前条の口数確定以降、会員の希望によって、部門又は専門委員会への登録の状況に変化が生ずることとなる場合、口数は次のとおりとする。

- (1) 口数が第3条の方法に基づく再計算(以下、再計算という。)によって増加することとなる場合、口数はそれに応じ増加する。
- (2) 口数が再計算によって増加しない場合には、口数は変更しない。

(口数確定後における新設組織への登録)

第7条 第5条の口数確定以降、新設の部門又は専門委員会へ参加のため、登録の状況に変化が生ずることとなる場合、口数は次のとおりとする。

- (1) 口数が第3条の方法に基づく再計算によって増加することとなる場合、会費の増加分は部門又は専門委員会が新設された月を含め月割りで計算し、端数は100円の位で切り上げる。
- (2) 口数が再計算によって増加しない場合には、口数は変更しない。

(納入時期)

第8条 情報通信技術委員会は、口数確定後速やかに請求書を発送するものとし、会員は、請求書を受領後2カ月以内に会費を納入しなければならない。

2 第6条(1)及び第7条(2)によって増加した会費についても第1項と同様とする。

(納入方法)

第9条 会費の納入方法は、情報通信技術委員会が指定する銀行又は郵便局への振込みとする。

附 則

- 1 社団法人情報通信技術委員会会費等規程(昭和60年12月2日制定)は廃止する。
- 2 この規程は平成16年3月12日から施行する。
- 3 この規定の第5条中「3月1日から3月31日まで」とあるは、平成16年に限り「3月1日から4月12日まで」とする。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成27年6月22日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第3条第1項、及び第7条は平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規程に関する解釈、運用方法、その他必要事項については、理事会において審議し、決定する。特に、平成27年度から平成28年度にかけての過渡期においては、円滑な制度移行に配慮するものとする。